

令和 7 年第 3 回姫路市議会
定 例 会 提 出 議 案

(議案第 1 0 3 号～議案第 1 3 3 号)

目 次

ページ

議案第 1 0 3 号	証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例について……………	1
議案第 1 0 4 号	姫路市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例につ いて……………	2
議案第 1 0 5 号	姫路市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正す る条例について……………	1 3
議案第 1 0 6 号	姫路市印鑑条例の一部を改正する条例について……………	1 4
議案第 1 0 7 号	姫路市手話言語条例の一部を改正する条例について……………	1 6
議案第 1 0 8 号	姫路市臨床研修医奨励金の貸与に関する条例の一部を改正す る条例について……………	1 8
議案第 1 0 9 号	姫路市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する 基準を定める条例及び姫路市保健所使用料及び手数料徴収条 例の一部を改正する条例について……………	1 9
議案第 1 1 0 号	姫路市営住宅管理条例の一部を改正する条例について……………	2 1
議案第 1 1 1 号	企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正す る条例について……………	2 3
議案第 1 1 2 号	姫路市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改 正する条例について……………	2 4
議案第 1 1 3 号	姫路市立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を 改正する条例について……………	2 5
議案第 1 1 4 号	姫路市立学校条例の一部を改正する条例について……………	2 6
議案第 1 1 5 号	姫路市立遊漁センター条例を廃止する条例について……………	2 7
議案第 1 1 6 号	姫路市立グリーンステーション鹿ヶ壺条例を廃止する条例に ついて……………	2 8
議案第 1 1 7 号	契約の締結について……………	2 9
議案第 1 1 8 号	契約の締結について……………	3 0
議案第 1 1 9 号	契約の締結について……………	3 1

議案第120号	契約の締結について……………	32
議案第121号	契約の締結について……………	33
議案第122号	契約の締結について……………	34
議案第123号	契約の締結について……………	35
議案第124号	契約の締結について……………	36
議案第125号	契約の締結について……………	37
議案第126号	契約の締結について……………	38
議案第127号	契約の締結について……………	39
議案第128号	契約の締結について……………	40
議案第129号	委託協定の締結について……………	41
議案第130号	公の施設の区域外設置に関する協議について……………	42
議案第131号	市道路線の認定及び廃止について……………	44
議案第132号	令和6年度姫路市水道事業会計剰余金の処分について……………	80
議案第133号	令和6年度姫路市下水道事業会計剰余金の処分について……………	81

議 案 第 1 0 3 号

令和 7 年 9 月 3 日

姫路市長 清 元 秀 泰

証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例について

証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例

証人等の実費弁償に関する条例（昭和 2 8 年姫路市条例第 3 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の見出しを「（旅費の種目及び額）」に改め、同条第 1 項中「種類」を「種目及び額」に、「鉄道賃、船賃、車賃、日当及び宿泊料とする」を「姫路市職員等の旅費に関する条例（昭和 3 2 年姫路市条例第 2 4 号）に定める職員以外の者に支給する旅費の例による」に改め、同条第 2 項から第 5 項までを削る。

第 4 条及び第 5 条を削り、第 6 条を第 4 条とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の証人等の実費弁償に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

議 案 第 1 0 4 号

令和 7 年 9 月 3 日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について

姫路市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

姫路市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

姫路市職員等の旅費に関する条例（昭和 3 2 年姫路市条例第 2 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「本市職員等（他の法令等に特別の定めがある場合を除く。）」を「特別職の職員で常勤のもの及び一般職の職員（以下「職員」という。）並びに職員以外の者」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 市が職員及び職員以外の者に対し支給する旅費に関しては、法令又は他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

第 1 6 条中「この」を「この条例に定めるもののほか、この」に改め、同条を第 2 7 条とし、同条の前に次の 1 条を加える。

（旅費の返納）

第 2 6 条 支出命令者は、旅行者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

2 旅行者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、支出命令者は、前項に規定する返納に代えて、その後においてその者に対し支払う旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

第 1 4 条から第 1 5 条の 2 までを削る。

第 1 3 条の見出しを「（旅費の特例）」に改め、同条中「同法」を削り、「におい

ては、前職相当の旅費定額の範囲内において旅費を支給することができる」を「において、この条例の規定による旅費の支給ができないとき、又はこの条例の規定により支給する旅費が労働基準法第15条第3項又は第64条の規定による旅費に満たないときは、当該職員に対して、これらの規定による旅費に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を旅費として支給するものとする」に改め、同条を第25条とする。

第12条を削る。

第11条第1項中「市の交通用具を使用して旅行した」を「出張命令権者は、旅行者が市以外の者から旅費の支給を受ける」に、「当該旅行」を「旅行」に改め、「事情」の次に「により」を加え、「性質により、」を「性質上」に改め、「（これに相当するものを含む。以下この条において同じ。）」を削り、「、著しく」を「不当に」に改め、「で規則で定めるとき」及び「規則で定めるところにより」を削り、同条第2項中「この」を「出張命令権者は、旅行者がこの」に改め、「と市長が認める」を削り、「国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）の規定の例に準じて市長が」を「市長に協議して」に改め、同条を第24条とし、同条の前に次の10条を加える。

（包括宿泊費）

第14条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は当該移動に係る第9条から第12条までの規定による交通費の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

（宿泊手当）

第15条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して規則で定める1夜当たりの定額とする。

（赴任のための旅費）

第16条 新たに採用された者又は転任を命ぜられた者が赴任する場合で、市長が特に必要と認めるときは、その者に対し、転居費、着後滞在費及び家族移転費を支給することができる。

（転居費）

第17条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（第19条第1項第1号又は第2号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、転居の実態を勘案して規則で定める方法により算定される額とする。

（着後滞在費）

第18条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、5夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。

（家族移転費）

第19条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

(1) 赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下この号及び次号において同じ。）を職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額

(2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、同号の規定に準じて算定した額

2 出張命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第2号に規定する期間を延長することができる。

（外国旅行の旅費）

第20条 第6条、第7条、第9条から前条まで及び第23条の規定にかかわらず、本邦と外国との間における旅行及び外国における旅行に対して支給する旅費については、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）の規定の例に準じて市長が定める。

（退職者等の旅費）

第21条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から3月以内における当該退職等に伴う旅行について、出張又は赴任の例に準じて規則

で定めるものとする。

2 前項の場合において、退職等となった職員が家族を移転するときは、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。

3 出張命令権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項に規定する期間を延長することができる。

(遺族等の旅費)

第22条 第3条第2項第2号又は第3号の規定により支給する旅費は、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。

(旅費の支給額の上限)

第23条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）に係る旅費の支給額は、第9条第1項各号、第10条第1項各号、第11条第1項各号及び第12条各号に掲げる各費用について、当該各条及び第7条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）及び家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）に係る旅費の支給額は、当該各種目について第7条、第13条、第14条及び第17条から第19条までの規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

第8条から第10条までを削る。

第7条の見出しを「（宿泊費）」に改め、同条第1項中「宿泊料」を「宿泊費」に、「夜数に応じ、別表に定める1夜当りの定額により支給する」を「宿泊に要する費用とし、その額は、地域の実情及び別表に定める旅行者の職務を勘案して規則で定める額（次条において「宿泊費基準額」という。）とする」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

第7条第2項及び第3項を削り、同条を第13条とする。

第6条を削る。

第5条の見出しを「（その他の交通費）」に改め、同条本文中「車賃」を「その他の交通費」に、「陸路（鉄道を除く。以下同じ。）の旅行について、路程に応じ、定期的に一般旅客営業を行っているバス、軌道、ケーブルカー等の交通機関の運賃により支給する」を「鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする」に改め、同条ただし書を削り、同条に次の各号を加える。

- (1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃
- (2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃
- (3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であって、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車の賃料その他の移動に直接要する費用
- (4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

第5条を第12条とする。

第4条の2第1項中「航空旅行について、路程に応じ、その搭乗に要する旅客運賃により支給する」を「航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機その他規則で定めるものをいう。次項及び次条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 運賃

(2) 座席指定料金

(3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

第4条の2第2項中「前項に規定する航空賃は、規則で定める場合で公務上必要な場合に限り支給するもの」を「前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額」に改め、同条を第11条とする。

第4条第1項中「水路旅行について、次の各号に規定する旅客運賃（はしけ賃及びさん橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。）及び寝台料金により支給する」を「船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶その他規則で定めるものをいう。次項及び第12条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする」に改め、同項第1号中「運賃の等級を3階級に区分する船舶による旅行の場合には、中級の」を削り、同項第2号及び第3号を削り、同項第4号中「公務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前各号に規定する運賃のほか、現に支払った」を削り、同号を同項第2号とし、同項に次の2号を加える。

(3) 座席指定料金

(4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

第4条第2項中「又は第2号の規定に該当する場合において、同一階級の運賃を更に2以上に区分する船舶による旅行の場合には、当該各号の運賃は、同一階級内において市長が定める等級の運賃による」を「に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動する場合には、最下級の運賃の額とする」に改め、同条を第10条とする。

第3条第1項中「鉄道旅行について、次の各号に規定する旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）、急行料金及び座席指定料金を支給する」を「鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道その他規則で

定めるものをいう。次項及び第12条において同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする」に改め、同項第1号中「その乗車に要する」を削り、同項第2号中「急行料金を徴する列車を運行する線路による旅行の場合には、前号に規定する運賃のほか、」を削り、同項第3号中「座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、第1号に規定する運賃及び前号に規定する急行料金のほか、」を削り、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 寝台料金

第3条第1項に次の1号を加える。

(5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

第3条第2項を次のように改める。

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

第3条第3項及び第4項を削り、同条を第9条とし、同条の前に次の2条を加える。

(旅費の計算)

第7条 旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのものとして前条に規定する旅費の種目並びに第9条から第15条まで及び第17条から第19条までに規定する旅費の内容に基づき、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合によって計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法により旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

(旅費の請求手続)

第8条 旅費(概算払に係る旅費を含む。)の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするものは、所定の請求書に必要な資料を添えて、これを当該旅費の支出命令をする支出命令者(以下この条及び第26条において「支出命令者」という。)に提出しなければならない。この場合において、必要な資料の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係

る旅費又は旅費に相当する金額のうちその資料を提出しなかったため、その旅費又は旅費に相当する金額の必要が明らかにされなかった部分の支給又は支払を受けることができない。

- 2 概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した後所定の期間内に、当該旅行について前項の規定による旅費の精算をしなければならない。
- 3 支出命令者は、前項の規定による精算の結果過払金があった場合には、所定の期間内に、当該過払金を返納させなければならない。
- 4 支出命令者は、その支出し、又は支払った概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者が第2項に規定する期間内に旅費の精算をしなかった場合又は前項に規定する期間内に過払金を返納しなかった場合には、当該支出命令者がその後においてその者に対し支払う旅費の額から当該概算払に係る旅費額又は当該過払金に相当する金額を差し引かなければならない。

第2条の見出し中「種類」を「種目」に改め、同条中「種類」を「種目」に、「車賃、日当、宿泊料及び食卓料」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費及び家族移転費」に改め、同条を第6条とし、第1条の次に次の4条を加える。

(用語の意義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 出張 職員が公務のため一時その在勤庁（任命権者又はその委任を受けた者（以下「出張命令権者」という。）が認める場合には、その住所、居所その他出張命令権者が認める場所）を離れて旅行し、又は職員以外の者が公務のため一時その住所又は居所を離れて旅行することをいう。
- (2) 赴任 新たに採用された職員がその採用に伴う移転のため住所若しくは居所から在勤庁に旅行し、又は転任を命ぜられた職員がその転任に伴う移転のため旧在勤庁から新在勤庁に旅行することをいう。
- (3) 帰住 職員が退職し、又は死亡した場合において、その職員又はその遺族が生活の根拠となる地に旅行することをいう。

(4) 遺族 職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次号において同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。

(5) 家族 職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員と生計を一にするものをいう。

（旅費の支給）

第3条 職員が出張し、又は赴任した場合には、当該職員に対し、旅費を支給する。

2 職員又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。

(1) 職員が出張又は赴任のための旅行中に退職、免職（罷免を含む。）、失職又は休職（以下この号及び次項並びに第21条において「退職等」という。）となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には、当該職員

(2) 職員が出張又は赴任のための旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族

(3) 職員が死亡した場合において、当該職員の遺族がその死亡の日の翌日から3月以内にその居住地を出発して帰住したときは、当該遺族

3 職員が前項第1号の規定に該当する場合において、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第4項又は第29条の規定により退職等となったときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は、支給しない。

4 職員又は職員以外の者が、市の機関の依頼又は要求に応じ、公務の遂行を補助するために旅行した場合には、その者に対し、旅費を支給する。

5 第1項、第2項及び前項の規定に該当する場合を除くほか、法令又は他の条例に特別の定めがある場合その他市費を支弁して旅行させる必要がある場合には、旅費を支給する。

6 第1項、第2項及び前2項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、次条第3項の規定により出張命令等の変更（取消しを含む。同項及び同条第4項並びに第5条において同じ。）を受け、又は死亡した場合その他規則で定める場合には、当該旅行のため既に支出した金額のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額で規則で定めるものを旅費として支給することができる。

7 第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中天災その他規則で定める事情により概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で規則で定める金額を旅費として支給することができる。

（出張命令等）

第4条 次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、出張命令権者の発する出張命令又は出張依頼（以下この条及び次条において「出張命令等」という。）によって行われなければならない。

(1) 前条第1項の規定に該当する旅行 出張命令

(2) 前条第4項の規定に該当する旅行 出張依頼

2 出張命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によっては公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、出張命令等を発することができる。

3 出張命令権者は、既に発した出張命令等の変更をする必要があると認める場合で、前項の規定に該当するときには、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、その変更をすることができる。

4 出張命令権者は、出張命令等を発し、又はその変更をするには、出張命令書又は出張依頼書（以下この条において「出張命令書等」という。）に定める事項の記載又は記録をし、当該事項を当該旅行者に通知してしなければならない。ただし、出張命令書等に当該事項の記載又は記録をするいとまがない場合には、この限りでない。

5 前項ただし書の規定により出張命令書等に記載又は記録をしなかった場合には、できるだけ速やかに出張命令書等に定める事項の記載又は記録をしなければならない。

（出張命令等に従わない旅行）

第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により出張命令等（前条第3項の規定により変更を受けた出張命令等を含む。以下この条において同

じ。)に従って旅行することができない場合には、あらかじめ出張命令権者に出張命令等の変更の申請をしなければならない。

2 旅行者は、前項の規定による出張命令等の変更の申請をするいとまがない場合には、出張命令等に従わないで旅行した後、できるだけ速やかに出張命令権者に出張命令等の変更の申請をしなければならない。

3 旅行者が、前2項の規定による出張命令等の変更の申請をせず、又は申請をしたがその変更が認められなかった場合において、出張命令等に従わないで旅行したときは、当該旅行者は、出張命令等に従った限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。

別表中「第6条―第8条」を「第13条」に改め、

「

日当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)	食卓料 (1夜につき)
3,000円	14,800円	3,000円
2,600円	13,100円	2,600円

を削る。

」

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の姫路市職員等の旅費に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

議 案 第 1 0 5 号

令和 7 年 9 月 3 日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
について

姫路市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

姫路市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

姫路市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 1 9 年姫路市条例第 3 8 号）の一部を次のように改正する。

第 1 4 条の 3 第 1 項中「除く」の次に「。次項において同じ」を、「勤務時間の」の次に「全部又は」を加え、同条第 2 項中「1 日につき 2 時間（短時間勤務職員については、当該短時間勤務職員について 1 日につき定められた勤務時間から 5 時間 4 5 分を減じた時間）を超えない」を「、規則で定める 1 年の期間ごとに、規則で定めるところにより職員が申出をした次の各号のいずれかの」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 1 日につき 2 時間（短時間勤務職員にあっては、当該短時間勤務職員について 1 日につき定められた勤務時間から 5 時間 4 5 分を減じた時間）を超えない範囲内

- (2) 1 年につき規則で定める時間を超えない範囲内

附 則

この条例は、令和 7 年 1 1 月 1 日から施行する。

議 案 第 1 0 6 号

令和 7 年 9 月 3 日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市印鑑条例の一部を改正する条例について

姫路市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

姫路市印鑑条例の一部を改正する条例

姫路市印鑑条例（昭和 4 5 年姫路市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「の各号」を削り、「登録」の次に「（第 2 0 条を除き、以下「印鑑登録」という。）」を加える。

第 5 条の見出し中「印鑑の登録」を「印鑑登録」に改める。

第 7 条第 1 項中「の各号」を削り、同項第 5 号中「印鑑の登録」を「印鑑登録」に改める。

第 8 条第 1 項中「印鑑の登録」を「印鑑登録」に改める。

第 1 0 条に次の 1 項を加える。

- 2 印鑑登録者であって個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）の交付を受けているもの（成年被後見人を除く。）が電子情報処理組織（姫路市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（平成 1 7 年姫路市条例第 7 6 号）第 3 条第 1 項に規定する電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用して個人番号カードに記録された署名用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 1 4 年法律第 1 5 3 号）第 3 条第 1 項に規定する署名用電子証明書をいう。以下同じ。）を併せて送信する方法により、前項の規定による申請をしようとするときは、同項の規定にかかわらず、印鑑登録証を添えることを要しない。

第11条中「印鑑の登録」を「印鑑登録」に改める。

第14条第4項中「（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）」を削り、「第1項本文の」の次に「規定による」を加え、同項第2号中「姫路市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成17年姫路市条例第76号）第3条第1項に規定する」及び「（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第3条第1項に規定する署名用電子証明書をいう。）」を削る。

附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。ただし、第2条第2項の改正規定、第5条の見出しの改正規定、第7条第1項及び同項第5号、第8条第1項並びに第11条の改正規定並びに第14条第4項の改正規定（「第1項本文の」の次に「規定による」を加える部分に限る。）は、公布の日から施行する。

議 案 第 1 0 7 号

令和 7 年 9 月 3 日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市手話言語条例の一部を改正する条例について

姫路市手話言語条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

姫路市手話言語条例の一部を改正する条例

姫路市手話言語条例（平成 2 8 年姫路市条例第 7 6 号）の一部を次のように改正する。

前文のうち第 2 項中「コミュニケーション」を「コミュニケーション」に改め、第 3 項中「さらに、」を削り、「施行されました」を「施行され、令和 6 年 4 月からは、事業者による合理的配慮の提供が義務付けられました。また、令和 7 年 6 月には、他の関係法律による施策と相まって手話に関する施策を総合的に推進することを目的に、手話に関する施策の推進に関する法律が施行されました。これらの法整備により、障害のある人もない人も相互に人格と個性を尊重し合いながら共に生きる社会（共生社会）の実現がより強く推進されるようになりました」に改める。

第 2 条に次の 3 項を加える。

- 2 この条例において「社会的障壁」とは、ろう者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- 3 この条例において「合理的配慮」とは、ろう者が現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、ろう者の権利利益を侵害することとならないよう、当該ろう者の性別、年齢及び障害の状態に応じて行う必要かつ適切な現状の変更又は調整であって、その実施に伴う負担が過重でないものをいう。
- 4 この条例において「事業者等」とは、市内において事務又は事業を行う事業者（

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）第 2 条第 7 号に規定する事業者をいう。）その他の団体をいう。

第 3 条中「以外の者」を「以外のもの」に改める。

第 6 条（見出しを含む。）中「事業者」を「事業者等」に改める。

第 11 条を第 12 条とし、第 10 条を第 11 条とする。

第 9 条（見出しを含む。）中「事業者」を「事業者等」に改め、同条を第 10 条とする。

第 8 条を第 9 条とし、第 7 条を第 8 条とし、第 6 条の次に次の 1 条を加える。

（合理的配慮）

第 7 条 市は、ろう者に対し、その事務又は事業を行うに当たり、合理的配慮を提供しなければならない。

2 市は、事業者等がろう者に対して合理的配慮を提供するに当たり必要な情報の提供、相談及び助言をしなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議 案 第 1 0 8 号

令和 7 年 9 月 3 日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市臨床研修医奨励金の貸与に関する条例の一部を改正する条例
について

姫路市臨床研修医奨励金の貸与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

姫路市臨床研修医奨励金の貸与に関する条例の一部を改正する条例

姫路市臨床研修医奨励金の貸与に関する条例（平成 2 3 年姫路市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条に次の 1 号を加える。

- (5) 第 6 条の規定による申請の時ににおいて市内に住所を有する者又は本市と播磨圏域連携中枢都市圏に係る地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 2 第 1 項に規定する連携協約を締結した市町の区域内に住所を有する者であること。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第 3 条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行う奨励金の申請について適用し、施行日前に行った奨励金の申請については、なお従前の例による。
- 3 施行日前に姫路市臨床研修医奨励金の貸与に関する条例第 6 条の規定による申請を行ったことがある者については、施行日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日までの間は、この条例による改正後の第 3 条第 5 号の規定は、適用しない。

議 案 第 1 0 9 号

令和 7 年 9 月 3 日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例及び姫路市保健所使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例について

姫路市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例及び姫路市保健所使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

姫路市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例及び姫路市保健所使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例

(姫路市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 1 条 姫路市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(平成 3 0 年姫路市条例第 3 1 号)の一部を次のように改正する。

第 1 8 条第 6 号中「第 2 条第 1 7 項」を「第 2 条第 1 8 項」に改める。

(姫路市保健所使用料及び手数料徴収条例の一部改正)

第 2 条 姫路市保健所使用料及び手数料徴収条例(平成 1 2 年姫路市条例第 7 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項第 7 1 号中「第 1 4 条第 1 5 項」を「第 1 4 条第 1 3 項」に改める。

第 3 条 姫路市保健所使用料及び手数料徴収条例の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項第 7 1 号中「第 1 4 条第 1 3 項」を「第 1 4 条第 1 4 項」に改める。

附 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行

する。

- (1) 第 1 条の規定 令和 7 年 1 1 月 2 0 日
- (2) 第 2 条の規定 令和 8 年 5 月 1 日
- (3) 第 3 条の規定 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 3 7 号）附則第 1 条第 3 号に掲げる規定の施行の日

議 案 第 1 1 0 号

令和 7 年 9 月 3 日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市営住宅管理条例の一部を改正する条例について

姫路市営住宅管理条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

姫路市営住宅管理条例の一部を改正する条例

姫路市営住宅管理条例（平成 9 年姫路市条例第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 号の表中

「

唐端住宅	姫路市飾東町夕陽ヶ丘 6 7 番地
	姫路市飾東町夕陽ヶ丘 7 5 番地
	姫路市飾東町夕陽ヶ丘 8 1 番地
	姫路市飾東町夕陽ヶ丘 9 3 番地
	姫路市飾東町夕陽ヶ丘 9 9 番地
	姫路市飾東町夕陽ヶ丘 1 0 3 番地
	姫路市飾東町夕陽ヶ丘 1 0 7 番地

を

」

「

唐端住宅	姫路市飾東町夕陽ヶ丘 6 7 番地
	姫路市飾東町夕陽ヶ丘 7 5 番地
	姫路市飾東町夕陽ヶ丘 8 1 番地
	姫路市飾東町夕陽ヶ丘 9 3 番地
	姫路市飾東町夕陽ヶ丘 9 9 番地

に、

	姫路市飾東町夕陽ヶ丘 1 0 3 番地	
」		
「		
豊岡住宅	姫路市夢前町前之庄 4 3 5 9 番地 1 姫路市夢前町前之庄 4 3 6 3 番地	を
」		
「		
豊岡住宅	姫路市夢前町前之庄 4 3 5 9 番地 1	に改める。
」		

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議 案 第 1 1 1 号

令和 7 年 9 月 3 日

姫路市長 清 元 秀 泰

企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例
について

企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例

企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和 2 8 年姫路市条例第 2 8 号）の一部を次のように改正する。

第 1 4 条第 2 項第 2 号中「勤務時間の」の次に「全部又は」を、「範囲内」の次に「又は 1 年につき管理者が指定する時間を超えない範囲内」を加える。

附 則

この条例は、令和 7 年 1 1 月 1 日から施行する。

議 案 第 1 1 2 号

令和 7 年 9 月 3 日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する
条例について

姫路市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のよう
に制定する。

姫路市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する
条例

姫路市消防本部及び消防署の設置等に関する条例（昭和 4 1 年姫路市条例第 3 号）
の一部を次のように改正する。

「
別表中

 を

 に改める。
」

附 則

この条例は、市長が告示で定める日から施行する。

議 案 第 1 1 3 号

令和 7 年 9 月 3 日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

姫路市立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

姫路市立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

姫路市立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 1 9 年姫路市条例第 3 9 号）の一部を次のように改正する。

第 1 4 条の 3 第 1 項中「除く」の次に「。次項において同じ」を、「勤務時間の」次に「全部又は」を加え、同条第 2 項中「1 日につき 2 時間（短時間勤務職員については、当該短時間勤務職員について 1 日につき定められた勤務時間から 5 時間 4 5 分を減じた時間）を超えない」を「、委員会規則で定める 1 年の期間ごとに、委員会規則で定めるところにより職員が申出をした次の各号のいずれかの」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 1 日につき 2 時間（短時間勤務職員にあっては、当該短時間勤務職員について 1 日につき定められた勤務時間から 5 時間 4 5 分を減じた時間）を超えない範囲内

- (2) 1 年につき委員会規則で定める時間を超えない範囲内

附 則

この条例は、令和 7 年 1 1 月 1 日から施行する。

議 案 第 1 1 4 号

令和 7 年 9 月 3 日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市立学校条例の一部を改正する条例について

姫路市立学校条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

姫路市立学校条例の一部を改正する条例

第 1 条 姫路市立学校条例（昭和 3 9 年姫路市条例第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 中「姫路市立飾磨高等学校 姫路市飾磨区妻鹿 6 7 2 番地」を
「姫路市立飾磨高等学校 姫路市飾磨区妻鹿 6 7 2 番地
姫路市立高等学校 姫路市辻井九丁目 1 番 1 0 号」に改める。

第 2 条 姫路市立学校条例の一部を次のように改正する。

「姫路市立姫路高等学校 姫路市辻井九丁目 1 番 1 0 号
別表第 2 中 姫路市立琴丘高等学校 姫路市今宿 6 6 8 番地 を削る。
姫路市立飾磨高等学校 姫路市飾磨区妻鹿 6 7 2 番地」

附 則

（施行期日）

- 1 この条例中第 1 条の規定は令和 8 年 1 月 1 日から、第 2 条及び次項の規定は令和 1 0 年 4 月 1 日から施行する。

（姫路市立学校目的外使用条例の一部改正）

- 2 姫路市立学校目的外使用条例（昭和 2 3 年姫路市条例第 4 0 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 中「姫路高等学校音楽ホール」を「姫路市立高等学校音楽ホール」に改める。

議 案 第 1 1 5 号

令和 7 年 9 月 3 日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市立遊漁センター条例を廃止する条例について

姫路市立遊漁センター条例を廃止する条例を次のように制定する。

姫路市立遊漁センター条例を廃止する条例

姫路市立遊漁センター条例（昭和 5 5 年姫路市条例第 4 号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前にこの条例による廃止前の姫路市立遊漁センター条例第 1 2 条第 1 項の規定により指定された指定管理者（以下「施行日前の指定管理者」という。）に係る同条例第 1 5 条に規定する施行日前の指定管理者の役員及び職員であつた者に係る秘密を他に漏らしてはならない義務については、なお従前の例による。

議 案 第 1 1 6 号

令和 7 年 9 月 3 日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市立グリーンステーション鹿ケ壺条例を廃止する条例について

姫路市立グリーンステーション鹿ケ壺条例を廃止する条例を次のように制定する。

姫路市立グリーンステーション鹿ケ壺条例を廃止する条例

姫路市立グリーンステーション鹿ケ壺条例（平成 1 8 年姫路市条例第 5 9 号）は、
廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前にこの条例による廃止前の姫路市立グリーンステーション鹿ケ壺条例第 2 0 条第 1 項の規定により指定された指定管理者（以下「施行日前の指定管理者」という。）に係る同条例第 2 2 条に規定する事業報告書を提出しなければならない義務並びに施行日前の指定管理者の役員及び職員であった者に係る同条例第 2 3 条に規定する秘密を他に漏らしてはならない義務については、なお従前の例による。

議 案 第 1 1 7 号

令和 7 年 9 月 3 日

姫路市長 清 元 秀 泰

契約の締結について

姫路市飾磨市民センター大規模改修（建築）工事について、下記のとおり請負契約を締結したい。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提出する。

記

工 事 名	姫路市飾磨市民センター大規模改修（建築）工事
工 事 場 所	姫路市飾磨区玉地一丁目 2 7 番地
工 期	令和 9 年 2 月 1 2 日限り
契 約 金 額	3 8 6 , 1 0 0 , 0 0 0 円
契 約 の 方 法	一般競争入札
契約の相手方	姫路市下寺町 1 0 1 番地 平錦建設株式会社 代表取締役 勝間 功雄

議 案 第 1 1 8 号

令和 7 年 9 月 3 日

姫路市長 清 元 秀 泰

契約の締結について

姫路市飾磨市民センター大規模改修（電気）工事について、下記のとおり請負契約を締結したい。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により提出する。

記

工 事 名	姫路市飾磨市民センター大規模改修（電気）工事
工 事 場 所	姫路市飾磨区玉地一丁目 2 7 番地
工 期	令和 9 年 2 月 1 2 日限り
契 約 金 額	1 6 1, 2 6 0, 0 0 0 円
契 約 の 方 法	一般競争入札
契約の相手方	姫路市青山北三丁目 2 5 0 番地の 1 大拓電気株式会社 代表取締役 小林 勝士

議 案 第 1 1 9 号

令和 7 年 9 月 3 日

姫路市長 清 元 秀 泰

契約の締結について

姫路市飾磨市民センター大規模改修（機械）工事について、下記のとおり請負契約を締結したい。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提出する。

記

工 事 名	姫路市飾磨市民センター大規模改修（機械）工事
工 事 場 所	姫路市飾磨区玉地一丁目 2 7 番地
工 期	令和 9 年 2 月 1 2 日限り
契 約 金 額	1 7 5 , 4 5 0 , 0 0 0 円
契 約 の 方 法	一般競争入札
契約の相手方	姫路市花田町加納原田 7 3 2 番地 1 0 高見設備株式会社 代表取締役 中野 豊大

議 案 第 1 2 0 号

令和 7 年 9 月 3 日

姫路市長 清 元 秀 泰

契約の締結について

姫路市立菅生公民館大規模改修等（建築）工事について、下記のとおり請負契約を締結したい。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により提出する。

記

工 事 名	姫路市立菅生公民館大規模改修等（建築）工事
工 事 場 所	姫路市夢前町菅生潤 1 3 8 4 番地 1
工 期	令和 8 年 8 月 4 日限り
契 約 金 額	1 5 4 , 0 0 0 , 0 0 0 円
契 約 の 方 法	一般競争入札
契約の相手方	姫路市飾磨区英賀宮町一丁目 1 7 番地 株式会社宮本組 代表取締役 宮本 活秀

議 案 第 1 2 1 号

令和 7 年 9 月 3 日

姫路市長 清 元 秀 泰

契約の締結について

旧姫路市南部美化センター解体撤去工事について、下記のとおり請負契約を締結したい。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提出する。

記

工 事 名	旧姫路市南部美化センター解体撤去工事
工 事 場 所	姫路市飾磨区今在家1351番地27
工 期	令和9年7月15日限り
契 約 金 額	1,067,000,000円
契 約 の 方 法	一般競争入札
契約の相手方	五洋・阿比野共同企業体 代表者 東京都文京区後楽二丁目2番8号 五洋建設株式会社 代表取締役 清水 琢三 代理人 神戸市中央区浜辺通4丁目1番11号 五洋建設株式会社神戸営業所 所長 川田 博一 構成員 姫路市広畑区正門通四丁目3番地3 阿比野建設株式会社 代表取締役 阿比野 剛

議 案 第 1 2 2 号

令和 7 年 9 月 3 日

姫路市長 清 元 秀 泰

契約の締結について

農村地域防災減災事業阿成井堰改修（その１）工事について、下記のとおり請負契約を締結したい。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により提出する。

記

工 事 名	農村地域防災減災事業阿成井堰改修（その１）工事
工 事 場 所	姫路市兼田地内
工 期	令和８年７月３１日限り
契 約 金 額	２７９，４６６，０００円
契 約 の 方 法	一般競争入札
契約の相手方	姫路市北条９５１番地１ 美樹工業株式会社 代表取締役 岡田 尚一郎

議 案 第 1 2 3 号

令和 7 年 9 月 3 日

姫路市長 清 元 秀 泰

契約の締結について

旧姫路市勤労市民会館解体撤去工事について、下記のとおり請負契約を締結したい。
議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提出する。

記

工 事 名	旧姫路市勤労市民会館解体撤去工事
工 事 場 所	姫路市中地 3 5 4 番地
工 期	令和 9 年 2 月 1 0 日限り
契 約 金 額	2 8 0 , 5 0 0 , 0 0 0 円
契 約 の 方 法	一般競争入札
契約の相手方	姫路市下寺町 1 0 1 番地 平錦建設株式会社 代表取締役 勝間 功雄

議 案 第 1 2 4 号

令和 7 年 9 月 3 日

姫路市長 清 元 秀 泰

契約の締結について

手柄山平和公園外周園路整備工事について、下記のとおり請負契約を締結したい。
議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提出する。

記

工 事 名	手柄山平和公園外周園路整備工事
工 事 場 所	姫路市西延末地内
工 期	令和8年10月30日限り
契 約 金 額	175,483,000円
契 約 の 方 法	一般競争入札
契約の相手方	姫路市広畑区蒲田五丁目1715番地 株式会社平野組 代表取締役 平野 勝也

議 案 第 1 2 5 号

令和 7 年 9 月 3 日

姫路市長 清 元 秀 泰

契約の締結について

姫路市営市川住宅 1 1 ・ 1 2 号棟解体及び集会所新築（建築）工事について、下記のとおり請負契約を締結したい。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により提出する。

記

工 事 名	姫路市営市川住宅 1 1 ・ 1 2 号棟解体及び集会所新築（建築）工事
工 事 場 所	姫路市市川台二丁目 2 番地
工 期	令和 9 年 1 月 2 9 日限り
契 約 金 額	1 7 3 , 8 0 0 , 0 0 0 円
契 約 の 方 法	一般競争入札
契約の相手方	姫路市西延末 2 6 9 番地の 6 立建設株式会社 代表取締役 井上 浩二

議 案 第 1 2 6 号

令和 7 年 9 月 3 日

姫路市長 清 元 秀 泰

契約の締結について

都市計画道路広畑幹線ほか1路線橋梁下部（その4）外工事について、下記のとおり請負契約を締結したい。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提出する。

記

工 事 名	都市計画道路広畑幹線ほか1路線橋梁下部（その4）外工事
工 事 場 所	姫路市広畑区北河原町地内外
工 期	令和9年3月17日限り
契 約 金 額	825,000,000円
契 約 の 方 法	一般競争入札
契約の相手方	姫路市飾磨区英賀宮町一丁目17番地 株式会社宮本組 代表取締役 宮本 活秀

議 案 第 1 2 7 号

令和 7 年 9 月 3 日

姫路市長 清 元 秀 泰

契約の締結について

姫路市姫路東消防署新築（建築）工事について、下記のとおり請負契約を締結したい。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により提出する。

記

工 事 名	姫路市姫路東消防署新築（建築）工事
工 事 場 所	姫路市神屋町 1 7 8 番地外
工 期	令和 9 年 4 月 3 0 日限り
契 約 金 額	1, 1 7 3, 7 0 0, 0 0 0 円
契 約 の 方 法	一般競争入札
契約の相手方	姫路市辻井一丁目 1 番 2 3 号 株式会社赤鹿建設 代表取締役 赤鹿 竜夫

議 案 第 1 2 8 号

令和 7 年 9 月 3 日

姫路市長 清 元 秀 泰

契約の締結について

姫路市姫路東消防署新築（電気）工事について、下記のとおり請負契約を締結したい。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提出する。

記

工 事 名	姫路市姫路東消防署新築（電気）工事
工 事 場 所	姫路市神屋町178番地外
工 期	令和9年4月30日限り
契 約 金 額	290,950,000円
契 約 の 方 法	一般競争入札
契約の相手方	姫路市御立中三丁目12番29号 株式会社世光電気 代表取締役 松居 弘幸

議 案 第 1 2 9 号

令和 7 年 9 月 3 日

姫路市長 清 元 秀 泰

委託協定の締結について

播但線仁豊野駅西改札口等整備工事委託について、下記のとおり委託協定を締結したい。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提出する。

記

工 事 名	播但線仁豊野駅西改札口等整備工事委託
工 事 場 所	姫路市仁豊野地内
工 期	令和10年3月31日限り
契 約 金 額	167,642,000円
契 約 の 方 法	随意契約
そ の 他	契約金額は、工事完了後に精算する。
契約の相手方	大阪府大阪市北区芝田二丁目4番24号 西日本旅客鉄道株式会社 代表取締役 倉坂 昇治 代理人 大阪府大阪市淀川区宮原四丁目3番9号 西日本旅客鉄道株式会社 執行役員 近畿統括本部長 富本 直樹

議 案 第 1 3 0 号

令和 7 年 9 月 3 日

姫路市長 清 元 秀 泰

公の施設の区域外設置に関する協議について

太子町の公の施設として姫路市網干区高田地内に法定外公共物の一部を設置することについて下記のとおり協議したい。

地方自治法第 2 4 4 条の 3 第 3 項の規定により提出する。

記

公の施設の区域外設置に関する協議書

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 3 第 1 項の規定により、太子町の法定外公共物の一部を姫路市の区域内に下記のとおり設置する。

記

1 設置する施設

法定外公共物（道路）

2 設置の目的

J R 山陽本線の柿の坪踏切の閉鎖に伴い、太子町糸井（鍛冶田）地区から J R 山陽本線の茶ノ木踏切までの歩行者用通路を確保する。

3 設置の場所

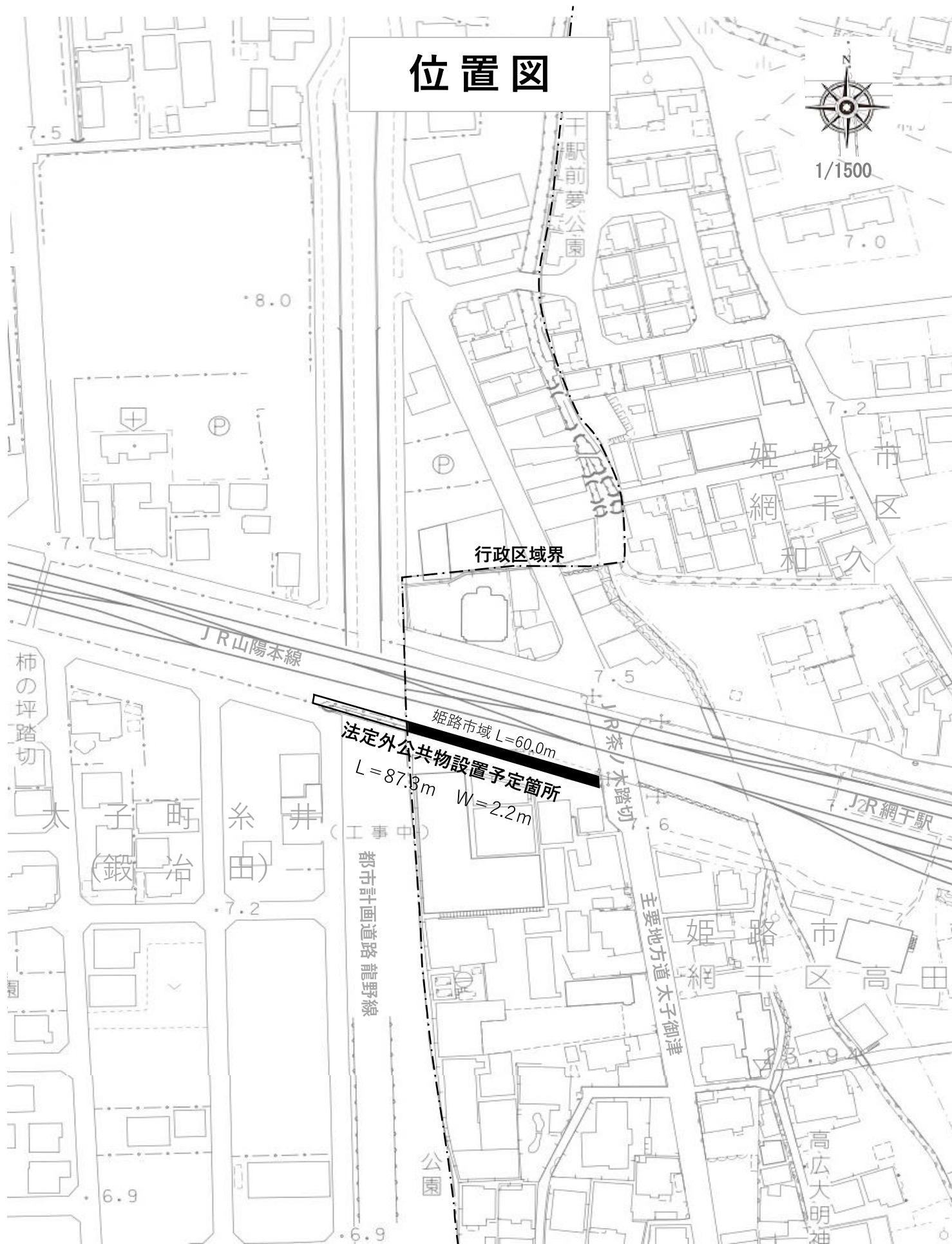
姫路市網干区高田字茶ノ木 3 6 1 番 1 0 地先から同 3 7 1 番 7 地先まで（別紙位置図のとおり）

4 経費の負担

法定外公共物の設置及び維持管理に伴う費用について、姫路市は負担しない。

5 その他

この協議書に定めのないことについては、その都度両市町の協議により定めるものとする。



議 案 第 1 3 1 号

令和 7 年 9 月 3 日

姫路市長 清 元 秀 泰

市道路線の認定及び廃止について

下記路線を市道として認定し、及び廃止したい。

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条第 2 項及び第 1 0 条第 3 項の規定により提出する。

記

1 認定する路線

路 線 名	起 点	重要な 経過地
	終 点	
幹第 8 5 号線	姫路市網干区和久 5 4 8 番 2 地先	
	姫路市網干区和久 4 1 5 番 4 地先	
城北 3 4 7 号線	姫路市新在家本町五丁目 5 9 8 番 6 9 地先	
	姫路市新在家本町五丁目 7 0 7 番 3 4 6 地先	
城北 3 4 8 号線	姫路市新在家本町五丁目 7 0 7 番 3 5 1 地先	
	姫路市新在家本町五丁目 7 0 7 番 3 5 1 地先	
安室 4 1 4 号線	姫路市御立中八丁目 1 2 2 7 番 1 9 地先	
	姫路市御立中八丁目 1 2 2 7 番 3 4 地先	
安室 4 1 5 号線	姫路市御立中八丁目 1 2 2 7 番 2 4 地先	
	姫路市御立中八丁目 1 2 2 7 番 2 8 地先	
安室 4 1 6 号線	姫路市御立中二丁目 6 3 5 番 1 地先	
	姫路市御立中二丁目 6 3 5 番 7 地先	

安室 4 1 7 号線	姫路市御立中三丁目 1 0 9 8 番 2 地先	
	姫路市御立中三丁目 1 0 9 8 番 8 地先	
高岡 3 1 2 号線	姫路市神子岡前四丁目 1 9 1 9 番 8 地先	
	姫路市神子岡前四丁目 1 9 1 7 番 1 1 地先	
高岡 3 1 3 号線	姫路市北今宿一丁目 3 2 5 番 1 地先	
	姫路市北今宿一丁目 2 5 9 番 1 地先	
曾左 1 8 6 号線	姫路市書写 7 9 3 番地先	
	姫路市書写 8 1 9 番 1 3 地先	
曾左 2 5 6 号線	姫路市書写 2 6 4 1 番 8 地先	
	姫路市書写 2 6 4 1 番 2 0 地先	
城東 2 6 2 号線	姫路市楠町 4 7 番 6 地先	
	姫路市楠町 4 7 番 8 地先	
手柄 2 3 3 号線	姫路市手柄一丁目 1 番地先	
	姫路市手柄二丁目 1 3 番地先	
手柄 2 3 4 号線	姫路市手柄二丁目 1 1 9 番地先	
	姫路市手柄 1 9 0 番地先	
手柄 2 3 5 号線	姫路市手柄二丁目 1 1 0 番地先	
	姫路市手柄 1 8 2 番 1 地先	
手柄 2 3 6 号線	姫路市手柄二丁目 1 2 0 番地先	
	姫路市手柄 1 8 6 番地先	
手柄 2 3 7 号線	姫路市飯田 8 8 番 1 地先	
	姫路市飯田三丁目 1 3 1 番地先	
手柄 2 3 8 号線	姫路市飯田 8 7 番 1 地先	
	姫路市飯田 7 8 7 番地先	
手柄 2 3 9 号線	姫路市飯田三丁目 1 9 9 番 4 0 地先	
	姫路市飯田三丁目 1 9 9 番 3 3 地先	

糸引	100号線	姫路市奥山383番16地先	
		姫路市奥山375番4地先	
糸引	179号線	姫路市北原501番4地先	
		姫路市北原473番3地先	
糸引	187号線	姫路市北原306番1地先	
		姫路市北原312番8地先	
糸引	196号線	姫路市北原443番1地先	
		姫路市北原175番7地先	
糸引	197号線	姫路市北原447番6地先	
		姫路市北原445番25地先	
糸引	199号線	姫路市継150番5地先	
		姫路市継121番13地先	
糸引	200号線	姫路市東山143番2地先	
		姫路市東山139番3地先	
糸引	201号線	姫路市東山390番11地先	
		姫路市東山391番3地先	
糸引	202号線	姫路市北原236番6地先	
		姫路市北原236番14地先	
高浜	301号線	姫路市飾磨区三宅一丁目138番地先	
		姫路市飾磨区三宅一丁目4番地先	
飾磨	575号線	姫路市飾磨区中島414番508地先	
		姫路市飾磨区中島526番5地先	
八幡	399号線	姫路市広畑区西蒲田165番1地先	
		姫路市広畑区西蒲田163番3地先	
八幡	400号線	姫路市広畑区西蒲田59番2地先	
		姫路市広畑区西蒲田59番11地先	

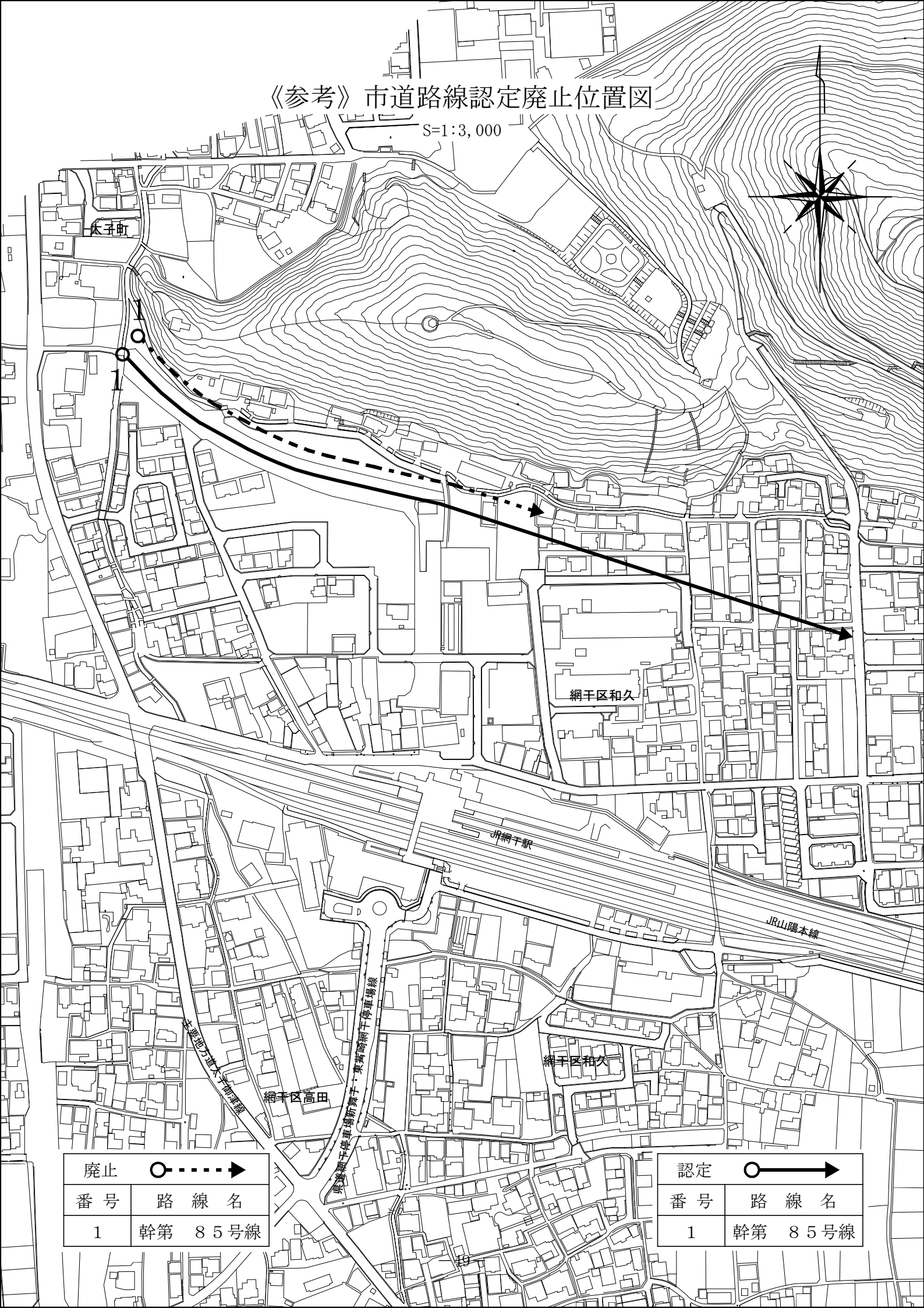
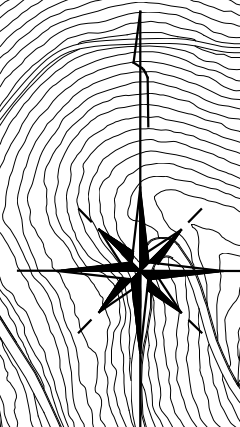
広畑 3 1 4 号線	姫路市広畑区高浜町四丁目 2 5 番 5 4 地先	
	姫路市広畑区高浜町四丁目 2 5 番 1 地先	
大津 4 1 0 号線	姫路市大津区天満 2 2 7 番 8 地先	
	姫路市大津区天満 3 3 5 番 3 0 地先	
網干 3 7 4 号線	姫路市網干区興浜 8 2 3 番 4 地先	
	姫路市網干区興浜 7 7 4 番地先	
勝原 3 5 2 号線	姫路市勝原区宮田 1 8 2 番 9 地先	
	姫路市勝原区宮田 1 7 7 番 1 1 地先	
旭陽 2 5 9 号線	姫路市網干区坂出 1 4 番 5 地先	
	姫路市網干区坂出 1 4 番 1 8 地先	
旭陽 2 6 0 号線	姫路市網干区津市場 1 9 4 番 1 3 地先	
	姫路市網干区津市場 1 9 4 番 1 1 地先	
船津 9 4 号線	姫路市船津町 5 3 1 4 番 1 6 地先	
	姫路市船津町 2 6 3 1 番地先	
花田 1 9 8 号線	姫路市花田町小川 2 1 9 番 1 7 地先	
	姫路市花田町小川 2 1 9 番 2 5 地先	
四郷 1 3 7 号線	姫路市四郷町東阿保 1 3 0 0 番 1 地先	
	姫路市四郷町東阿保 1 2 8 7 番 1 0 地先	
四郷 1 3 8 号線	姫路市四郷町東阿保 1 2 8 7 番 8 地先	
	姫路市四郷町東阿保 1 2 7 2 番 1 0 地先	
四郷 1 3 9 号線	姫路市四郷町東阿保 1 3 1 9 番 4 地先	
	姫路市四郷町東阿保 1 2 8 7 番 1 6 地先	
別所 2 1 7 号線	姫路市別所町北宿 8 3 7 番 1 6 地先	
	姫路市別所町北宿 8 3 7 番 1 2 地先	
大塩 1 3 5 号線	姫路市大塩町 8 9 番 9 地先	
	姫路市大塩町 8 2 番 1 0 地先	

2 廃止する路線

路 線 名	起 点	重要な 経過地
	終 点	
幹第 60号線	姫路市網干区和久115番1地先	
	姫路市勝原区宮田185番2地先	
幹第 85号線	姫路市網干区和久548番2地先	
	姫路市網干区和久456番4地先	
曾左 186号線	姫路市書写793番地先	
	姫路市書写819番地先	
糸引 100号線	姫路市奥山375番4地先	
	姫路市奥山377番20地先	
糸引 179号線	姫路市北原501番4地先	
	姫路市北原482番35地先	
糸引 187号線	姫路市北原306番1地先	
	姫路市北原306番12地先	
大津 410号線	姫路市大津区天満227番8地先	
	姫路市大津区天満343番12地先	
勝原 352号線	姫路市勝原区宮田182番9地先	
	姫路市勝原区宮田181番15地先	
旭陽 77号線	姫路市網干区高田545番2地先	
	姫路市網干区高田127番2地先	
旭陽 170号線	姫路市網干区高田322番2地先	
	姫路市網干区高田297番1地先	

《参考》市道路線認定廃止位置図

S=1:3,000



網干区和久

井網干駅

JR山陽本線

網干区和久

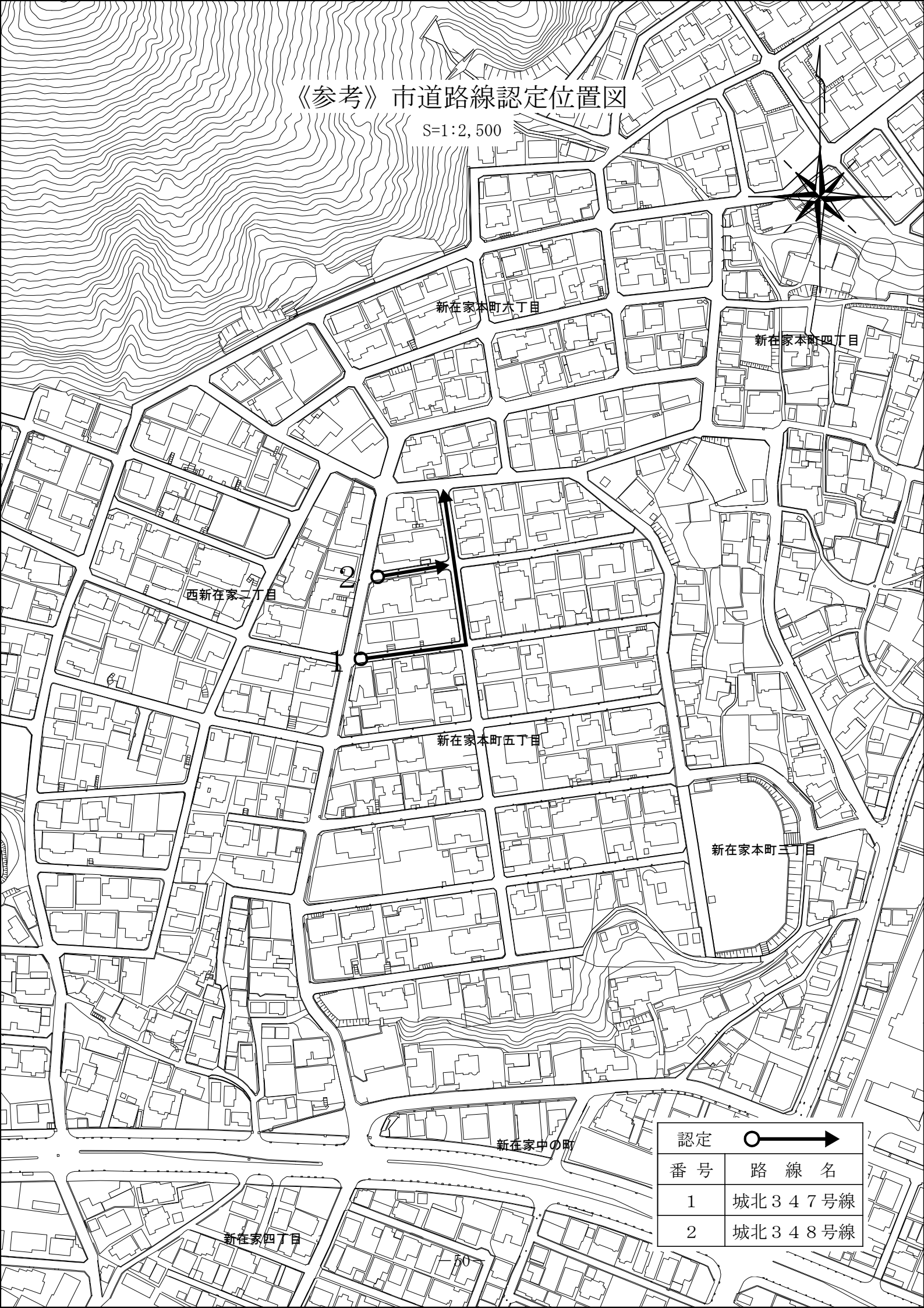
網干区高田

廃止	
番号	路線名
1	幹第 85号線

認定	
番号	路線名
1	幹第 85号線

《参考》市道路線認定位置図

S=1:2,500



新在家本町六丁目

新在家本町四丁目

西新在家二丁目

新在家本町五丁目

新在家本町三丁目

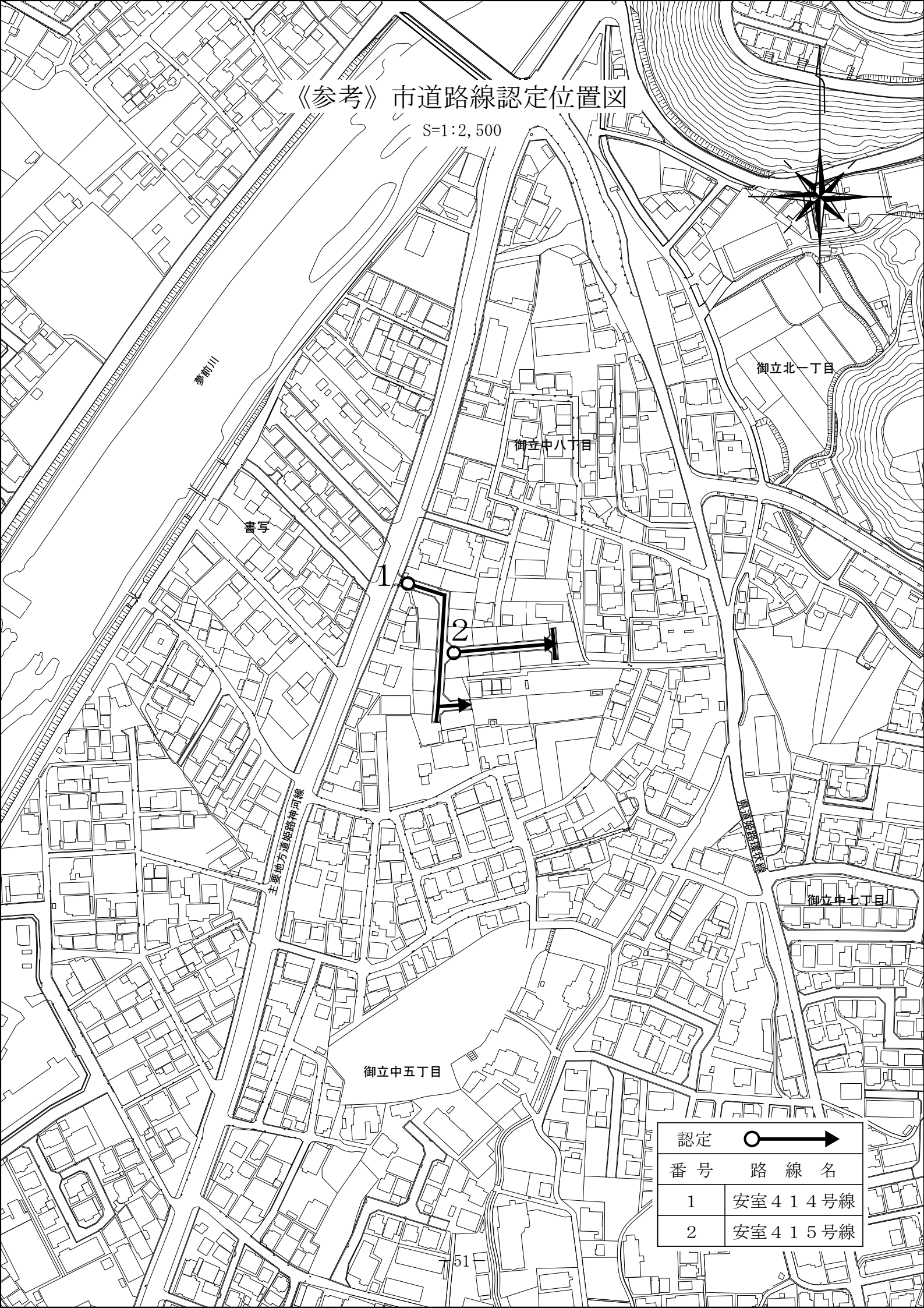
新在家中の町

新在家四丁目

認定 	
番号	路線名
1	城北347号線
2	城北348号線

《参考》市道路線認定位置図

S=1:2,500



夢前川

御立北一丁目

御立中八丁目

書写

1

2

主要地方道姫路神河線

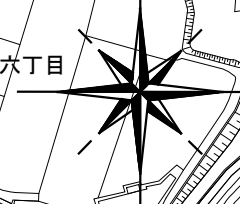
御立中七丁目

御立中五丁目

認定 番号	路線名
1	安室414号線
2	安室415号線

《参考》市道路線認定位置図

S=1:2,500

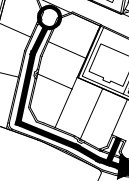


御立中六丁目

御立中五丁目

県道距離環状線

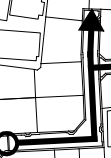
1



御立中二丁目

御立中三丁目

2



御立中一丁目

御立東二丁目

認定	
番号	路線名
1	安室416号線
2	安室417号線

北今宿二丁目

《参考》市道路線認定位置図

S=1:2,500

北今宿一丁目

主要地方道姫路神戸線

名古屋町

神子岡前四丁目

神子岡前三丁目

神子岡前一丁目

車崎三丁目

認定



番号

路線名

1

高岡312号線

2

高岡313号線

《参考》市道路線認定廃止位置図

県道石倉玉田線

S=1:2,500



11

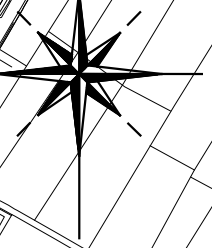
書写

廃止	
番号	路線名
1	曾左186号線

認定	
番号	路線名
1	曾左186号線

《参考》市道路線認定位置図

S=1:2,500



書写台二丁目

書写

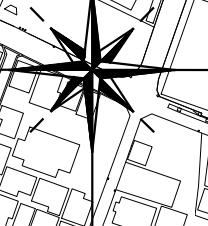
1

書写台三丁目

認定	
番号	路線名
1	曾左256号線

《参考》市道路線認定位置図

S=1:2,500



城東町清水

市立城東幼稚園

城東町野田

城見町

国道312号

楠町

宮上町二丁目



双葉町

宮上町一丁目

大善町

認定	
番号	路線名
1	城東262号線

《参考》市道路線認定位置図

S=1:5,000



安田三丁目

市立手柄保育所

手柄

船場川

飯田

飯田三丁目

印陽電鉄本線

手柄一丁目

栗山町

飾磨区三宅一丁目

手柄二丁目

飾磨区三宅二丁目

飾磨区亀山

飾磨区三宅三丁目

亀山

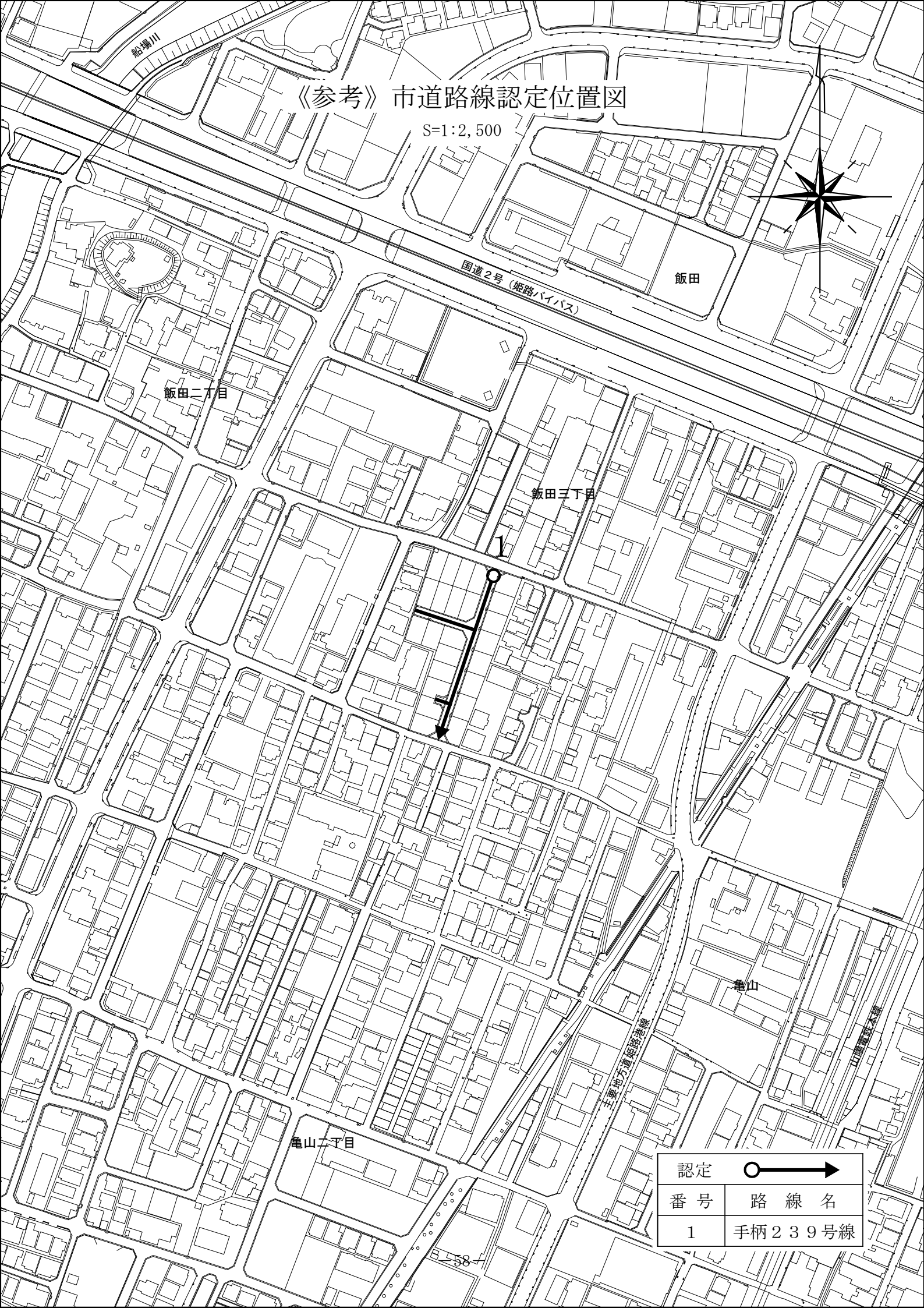
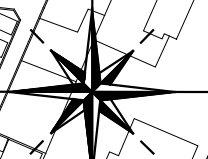
亀山二丁目

飾磨区都倉一丁目

認定 	
番号	路線名
1	手柄233号線
2	手柄234号線
3	手柄235号線
4	手柄236号線
5	手柄237号線
6	手柄238号線
7	高浜301号線

《参考》市道路線認定位置図

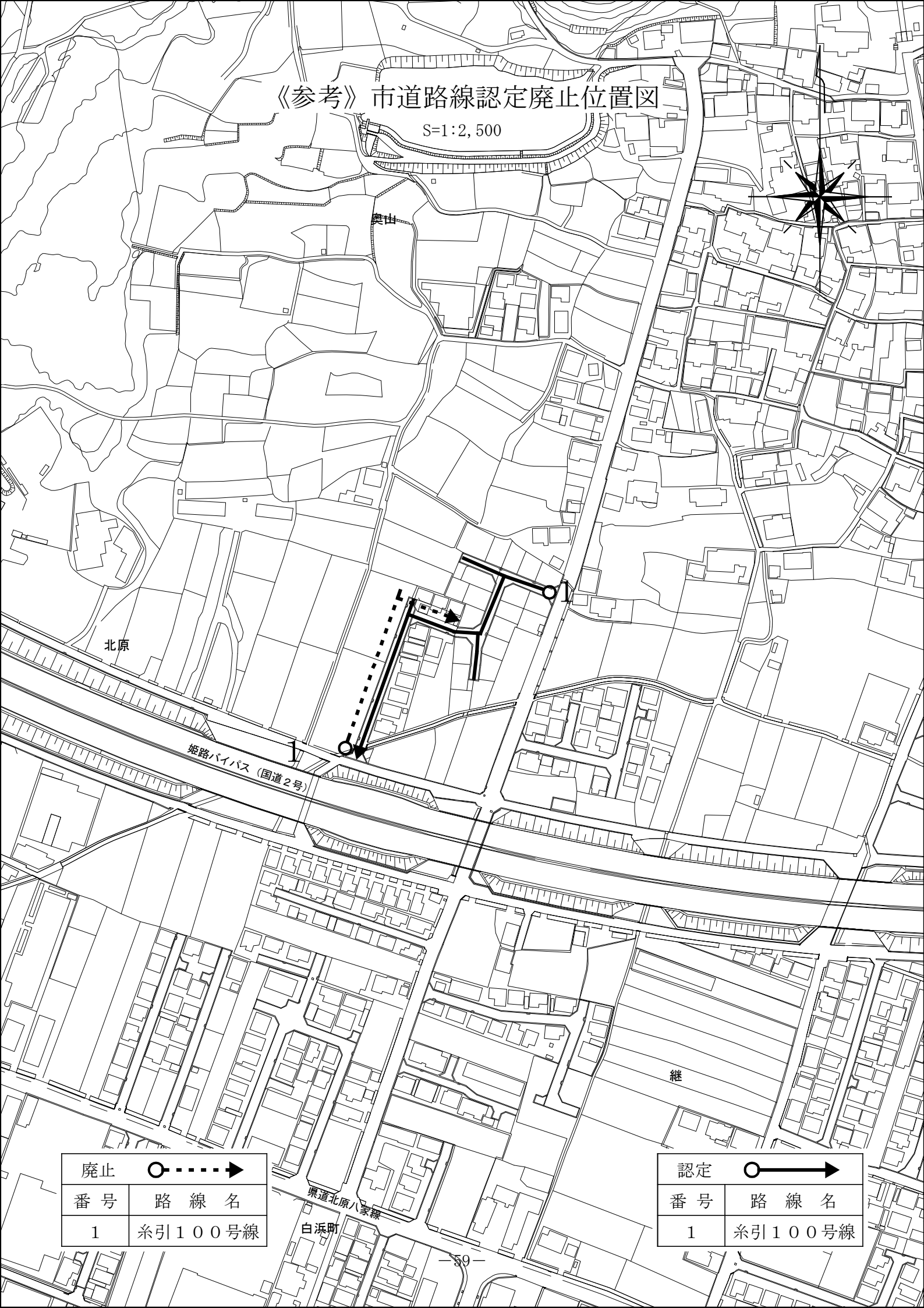
S=1:2,500



認定 番号	路線名
1	手柄239号線

《参考》市道路線認定廃止位置図

S=1:2,500

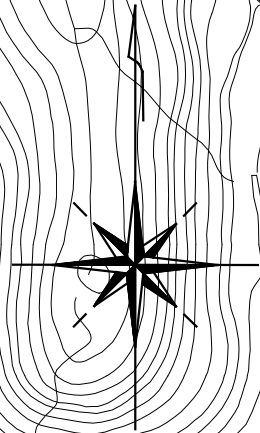


廃止	
番号	路線名
1	糸引100号線

認定	
番号	路線名
1	糸引100号線

《参考》市道路線認定廃止位置図

S=1:2,500



県道北原八家線

北原

県道白浜道路停車場線

白浜町

白浜町神田二丁目

廃止 番号	路線名
1	糸引179号線

認定 	
番号	路線名
1	糸引179号線
2	糸引196号線
3	糸引197号線

《参考》市道路線認定廃止位置図

S=1:2,500

北原

姫路心仁寺(国道2号)

東通白旗地区農道線

兼田

北原

2

廃止 番号	路線名
1	糸引187号線

認定 番号	路線名
1	糸引187号線
2	糸引202号線

《参考》市道路線認定位置図

S=1:2,500



県道国分寺白浜線

継

県道北原八家線

東山

認定	
番号	路線名
1	糸引199号線

《参考》市道路線認定位置図

S=1:2,500



県道北原八家線

白浜町

市立糸引幼稚園

市立糸引小学校

東山

白浜町寺家二丁目

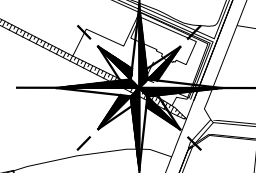
白浜町字佐崎北三丁目

63

認定	
番号	路線名
1	糸引200号線

《参考》市道路線認定位置図

S=1:2,500



四郷町明田

東山

八家川

認定	
番号	路線名
1	糸引201号線

《参考》市道路線認定位置図

S=1:2,500

飾磨区中島二丁目

国道250号

飾磨区中島三丁目

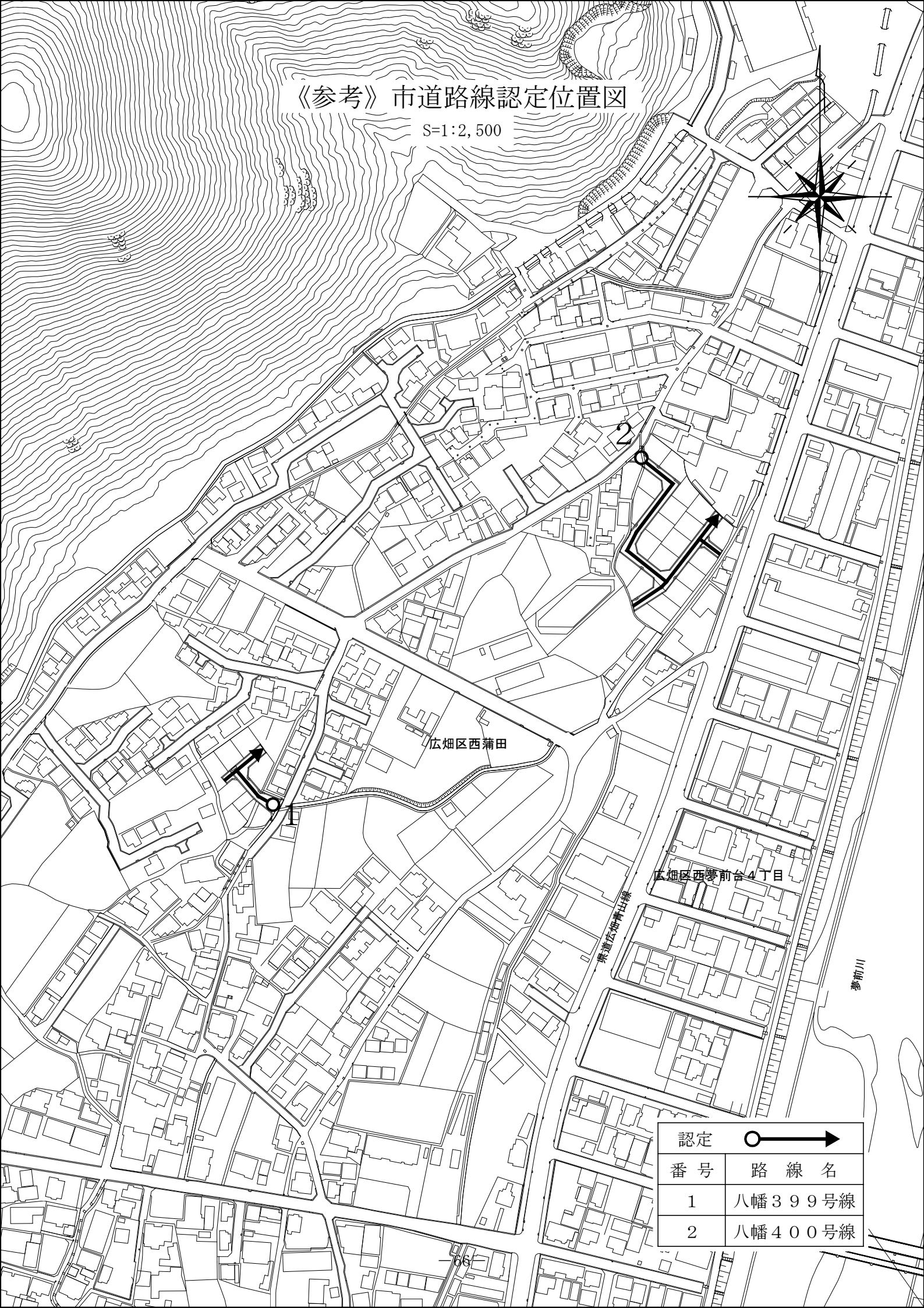
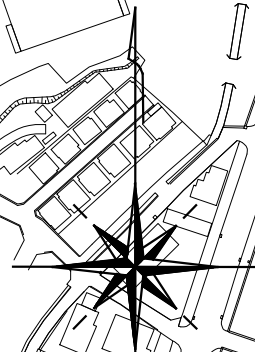
飾磨区中島

1

認定	
番号	路線名
1	飾磨575号線

《参考》市道路線認定位置図

S=1:2,500



広畑区西蒲田

広畑区西夢前台4丁目

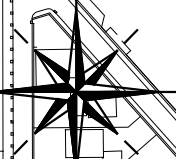
県道広畑青出線

夢前川

認定	
番号	路線名
1	八幡399号線
2	八幡400号線

《参考》市道路線認定位置図

S=1:2,500



大津区天満

広畑区高浜町四丁目

広畑区高浜町三丁目

歩三

広畑区吾妻町三丁目

大津区天神町一丁目

山陽天満駅

山陽電鉄網干線

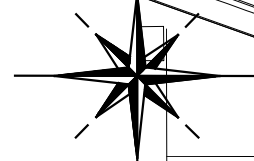
大津区天神町二丁目

62

認定 	
番号	路線名
1	広畑314号線

《参考》市道路線認定廃止位置図

S=1:2,500



大津区大津町三丁目

県立姫路南高等学校
県立姫路海陵高等学校

大津区天満

11

廃止



番号

路線名

1

大津410号線

認定



番号

路線名

1

大津410号線

《参考》市道路線認定位置図

S=1:2,500



網干区興浜

堀保川

1

認定 番号	路線名
1	網干374号線

JR山陽本線

《参考》市道路線認定廃止位置図

S=1:2,500

勝原区山戸



西汐入川

県道久今宿線

勝原区宮田

勝原区勝原町

大津茂川

県道大江島太子線

廃止



番号

路線名

1

勝原352号線

認定



番号

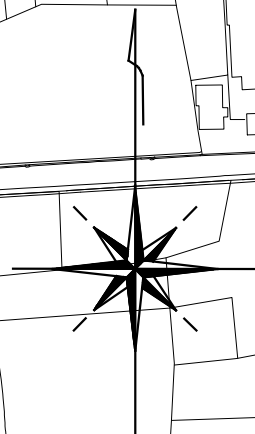
路線名

1

勝原352号線

《参考》市道路線認定位置図

S=1:2,500



網干区坂出

1

主要地方道太子御津線

市立朝日中学校

網干区宮内

網干区坂上

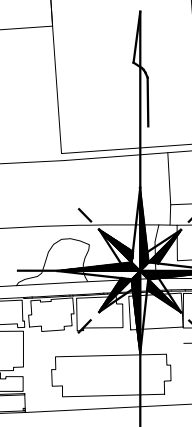
市立旭陽幼稚園

市立旭陽小学校

認定	
番号	路線名
1	旭陽259号線

《参考》市道路線認定位置図

S=1:2,500



網干区福井



1

網干区津市場

認定	
番号	路線名
1	旭陽260号線

《参考》市道路線認定位置図

S=1:2,500

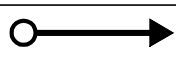


国道312号(播磨連絡道路)

船津町

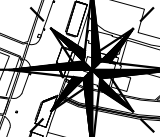
船津町

船津町

認定		
番号	路線名	
1	船津 94号線	

《参考》市道路線認定位置図

S=1:2,500



飾東町佐良和

1

花田町小川

飾東町庄

認定



番号

路線名

1

花田198号線

《参考》市道路線認定位置図

S=1:2,500

市川

県道妻鹿花田線 (517号)

県道日次津道路停車場線 (402号)

四郷町東阿保

四郷町東阿保

認定 番号	路線名
1	四郷137号線
2	四郷138号線
3	四郷139号線

《参考》市道路線認定位置図

S=1:2,500



別所町北宿

国道2号

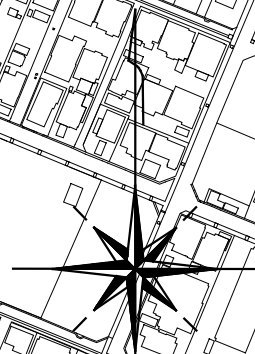
別所町小林

JR上野東京線

認定	
番号	路線名
1	別所217号線

《参考》市道路線認定位置図

S=1:2,500



大塩町

大塩町

大塩町

山陽電鉄本線

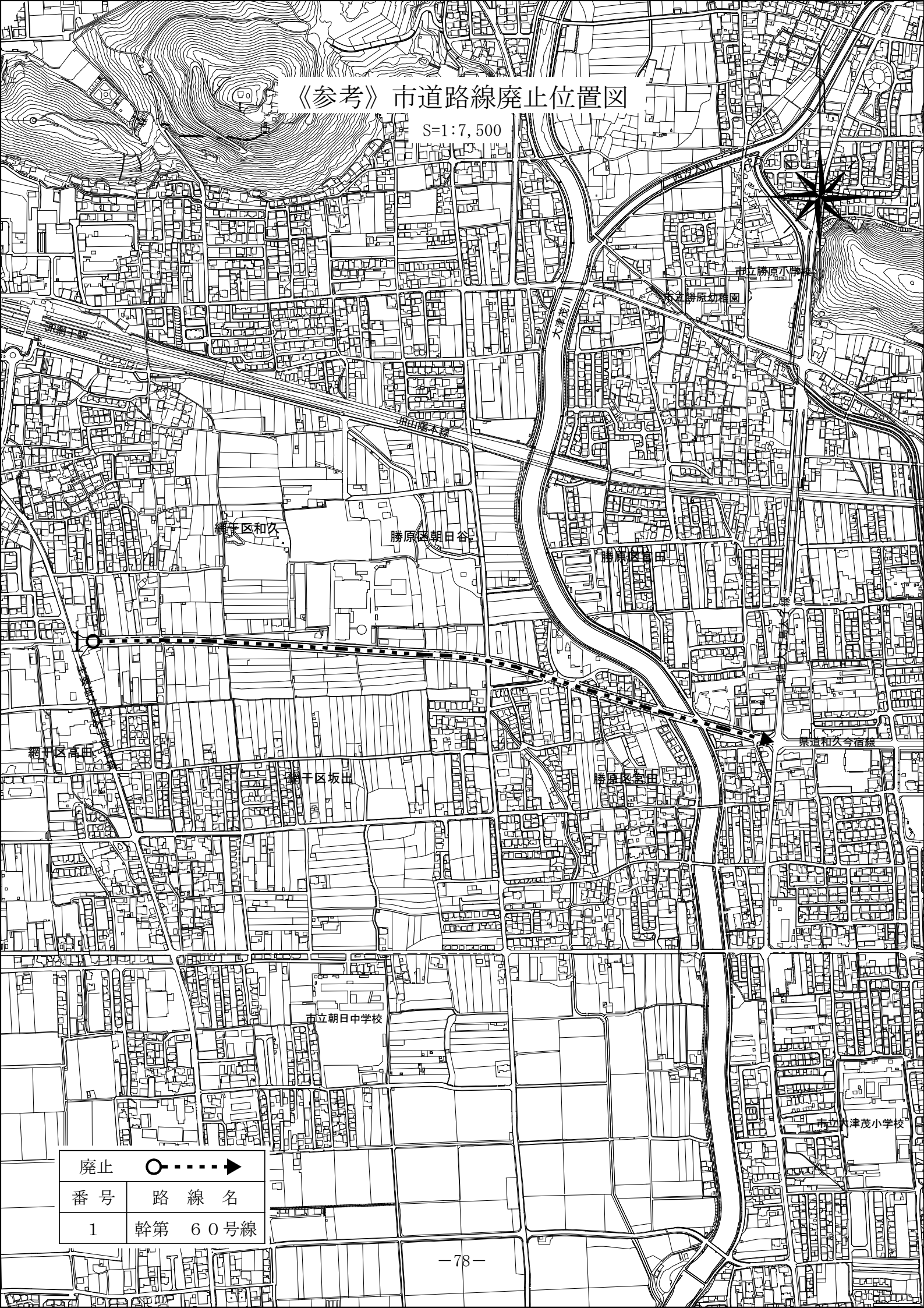
国道250号

大塩駅

認定 番号	路線名
1	大塩135号線

《参考》市道路線廃止位置図

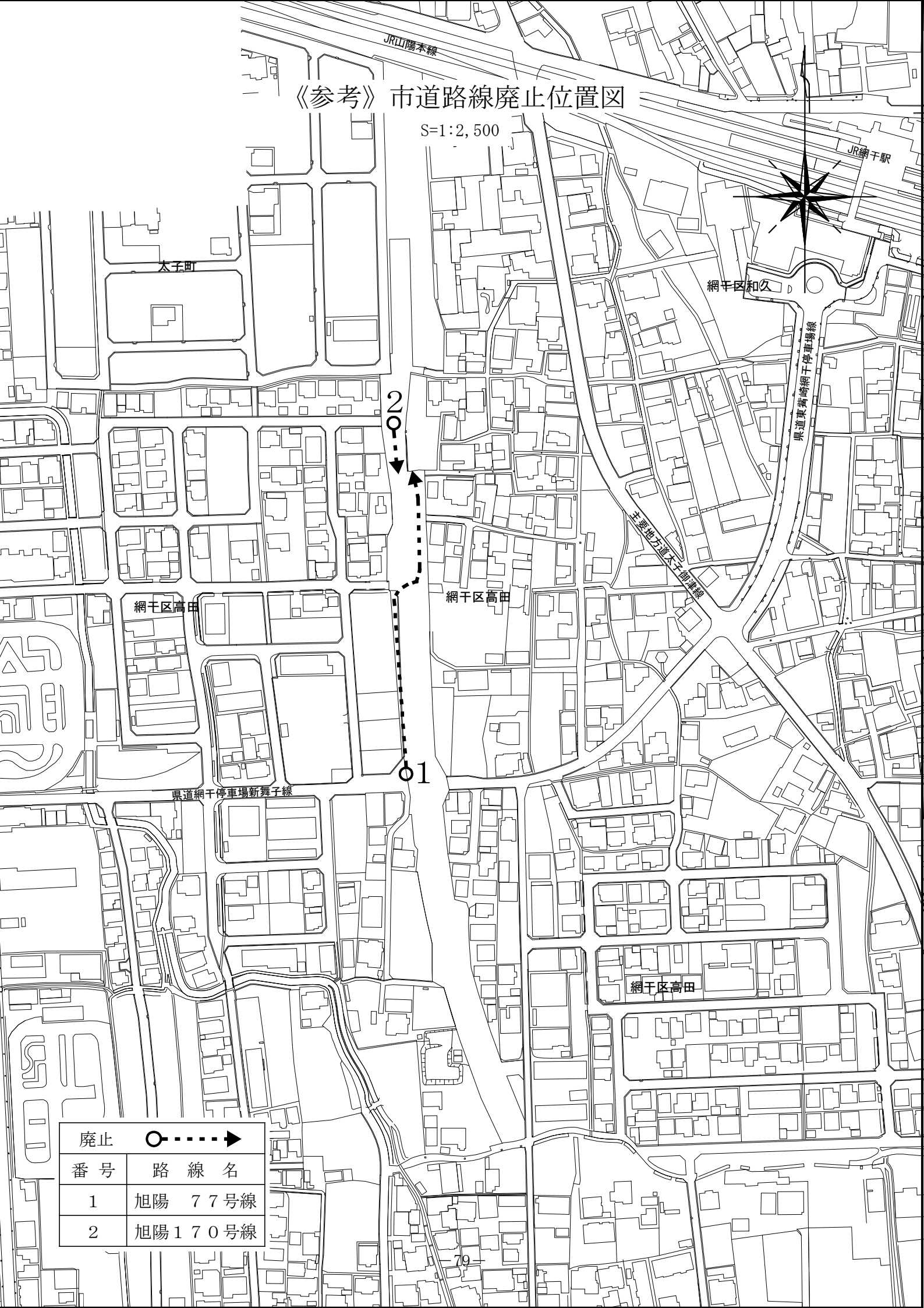
S=1:7,500

[illegible]

奔

《参考》市道路線廃止位置図

S=1:2,500



廃止 番号	路線名
1	旭陽 77号線
2	旭陽 170号線

議 案 第 1 3 2 号

令和 7 年 9 月 3 日

姫路市長 清 元 秀 泰

令和 6 年度姫路市水道事業会計剰余金の処分について

下記のとおり令和 6 年度姫路市水道事業会計未処分利益剰余金 1, 8 2 5, 7 9 5, 1 2 3 円のうち、9 3 1, 7 7 8, 6 4 6 円を建設改良積立金に積み立て、8 9 4, 0 1 6, 4 7 7 円を資本金に組み入れる。

地方公営企業法第 3 2 条第 2 項の規定により提出する。

記

令和 6 年度姫路市水道事業剰余金処分計算書

(単位 円)

	資 本 金	資 本 剰 余 金	未処分利益剰余金
当年度末残高	43, 696, 356, 434	174, 555, 221	1, 825, 795, 123
議会の議決による処分額	894, 016, 477		△1, 825, 795, 123
減債積立金の積立			
建設改良積立金の積立			△931, 778, 646
資本金への組入	894, 016, 477		△894, 016, 477
利益剰余金への組入			
処分後残高	44, 590, 372, 911	174, 555, 221	(繰越利益剰余金) 0

議 案 第 1 3 3 号

令和 7 年 9 月 3 日

姫路市長 清 元 秀 泰

令和 6 年度姫路市下水道事業会計剰余金の処分について

下記のとおり令和 6 年度姫路市下水道事業会計未処分利益剰余金 2 2 0, 1 1 0, 2 7 5 円のうち、3 0, 0 0 0, 0 0 0 円を資本金に組み入れる。

地方公営企業法第 3 2 条第 2 項の規定により提出する。

記

令和 6 年度姫路市下水道事業剰余金処分計算書

(単位 円)

	資 本 金	資 本 剰 余 金	未処分利益剰余金
当年度末残高	82, 235, 929, 759	8, 578, 725, 575	220, 110, 275
議会の議決による処分数額	30, 000, 000		△30, 000, 000
減債積立金の積立			
建設改良積立金の積立			
資本金への組入	30, 000, 000		△30, 000, 000
処分後残高	82, 265, 929, 759	8, 578, 725, 575	(繰越利益剰余金) 190, 110, 275